

平成29年議案第4号

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年7月4日提出

愛北広域事務組合

管理者 江南市長 澤田和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。